

## 不適切な事務処理及び不祥事の再発防止に向けた取組状況について

## 1 主な取組内容

| 再発防止策         | 具体的取組  | 実施時期   | 取組の趣旨等  |    |      |    |           |  |  |
|---------------|--|--|---|----|------|----|-----------|--|--|
| 外部視点の導入       | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆コンプライアンス懇話会の開催           <ul style="list-style-type: none"> <li>・三重県の取組の方向性や具体的な取組内容について、外部の視点からのチェックを受け、取組のブラッシュアップを図る。</li> </ul> </li> </ul>  | 平成31年1月、令和元年9月、令和2年1月  |  <p>(コンプライアンス懇話会)</p>  |    |      |    |           |  |  |
| 全庁的な推進体制の強化   | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆コンプライアンス推進会議の開催</li> <li>◆組織マネジメントシート記載区分の見直し           <ul style="list-style-type: none"> <li>・「コンプライアンスの徹底」の区分を新設</li> <li>・「高い倫理意識の確保」と「適切な事務処理の実施」の項目について、具体的な取組内容や目標を記載。</li> </ul> </li> <li>◆知事と本庁次長級以上の職員との個別面談</li> <li>◆部局長研修           <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織の力を効果的に発揮するために部局長がなすべきことについて考えることを目的として、コンプライアンスをテーマに実施。</li> </ul> </li> </ul>  | 令和元年5月、8月、令和2年1月<br>平成31年3月<br>令和元年5月～6月<br>令和元年8月                           | 職員一人ひとりにコンプライアンスに取り組む目的等が十分に浸透するよう、全庁的な推進体制を確立する。<br>(1) コンプライアンスの徹底 <table border="1" data-bbox="1285 629 1701 795"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>取組内容</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高い倫理意識の確保</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>  <p>(部局長研修)</p>        | 区分 | 取組内容 | 目標 | 高い倫理意識の確保 |  |  |
| 区分            | 取組内容   | 目標   |   |    |      |    |           |  |  |
| 高い倫理意識の確保     |  |  |   |    |      |    |           |  |  |
| 職員一人ひとりの意識の向上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆管理職員人事評価基準の見直し           <ul style="list-style-type: none"> <li>・再発防止策の内容を反映するよう、管理職員特別勤務評価の項目の見直し</li> </ul> </li> <li>◆「コンプライアンス宣言」に署名           <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員一人ひとりが「自分事」としてコンプライアンスに取り組むきっかけとするため、所属単位でコンプライアンス宣言に署名、職場等に掲示。</li> </ul> </li> <li>◆コンプライアンスミーティングの実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンスを「自分事」として取り組むために心がけること、行動に移すことなどについて意見交換を実施。(5月～6月)</li> <li>・潜在しているリスクとその対応策や、業務改善策等について、班長と各担当が個別面談形式で話し合いを実施したのち、所属長と班長が面談し話し合い結果を報告。(9月～11月)</li> </ul> </li> <li>◆「私のコンプライアンス宣言」を記載           <ul style="list-style-type: none"> <li>・クレドカードに「私のコンプライアンス宣言」を記載する欄を設け、職員一人ひとりが自ら考えた宣言を記載。</li> </ul> </li> <li>◆知事と一般職員との意見交換</li> <li>◆庁内メールによる知事への意見募集           <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンスに関する意見を庁内メールで知事へ直接送付。</li> </ul> </li> </ul> | 平成31年3月<br>平成31年4月<br>令和元年5月～6月、9月～11月<br>令和元年5月～6月<br>令和元年7月～<br>令和元年9月～11月 | 職員一人ひとりが、なぜコンプライアンスに取り組むのか、コンプライアンスに違反するとどのような影響があるのかを「自分事」として捉え、取り組めるよう意識の向上を図る。<br>   <p>(知事と一般職員との意見交換)</p> |    |      |    |           |  |  |
| 職員の事務処理能力の向上  | ◆新任所属長研修、新任班長(課長)研修の充実   | 令和元年5月(所属長)、8月(班長)   | 職員の知識不足による不適切な事務処理を改善するため、業務に関する職員研修を充実強化する。  |    |      |    |           |  |  |
| 的確な業務の進め方の徹底  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆公文書等管理条例の制定</li> <li>◆内部統制制度の導入</li> </ul>   | 令和2年4月施行<br>令和2年度導入予定  | 公文書管理の徹底や意識を高めるため、三重県公文書等管理条例を制定する。<br>事務の適正な執行を確保するため、地方自治法に基づく内部統制制度を導入する。  |    |      |    |           |  |  |
| 令和2年度以降の取組検討  | <ul style="list-style-type: none"> <li>◆次期行財政改革取組の策定(3つの柱)           <ul style="list-style-type: none"> <li>○スマート改革の推進(三重県人づくり基本方針を含む)</li> <li>○コンプライアンスの推進</li> <li>○持続可能な行財政運営の確保</li> </ul> </li> </ul>  | 令和元年度策定予定  | 社会経済情勢の変化やこれまでの取組の成果と課題をふまえるとともに、「挑戦を讃え、挑戦して失敗してもそこから学習して次の成功を生み出す組織」、「不祥事や事務処理ミスなどの失敗があっても、そこから学んで再発防止する組織」という、二つの意味での学習する組織をめざす視点も加え「スマート改革の推進」、「コンプライアンスの推進」、「持続可能な行財政運営の確保」に取り組む。   |    |      |    |           |  |  |

## 2 取組結果と今後の取組方向

| 取組結果  | 今後の取組方向  |
|---|--|
| 県民の皆さんからの信頼回復に向けて、県庁内の全所属に組織風土として定着していくよう、コンプライアンスミーティングの開催や職員研修の充実等により、コンプライアンスの一層の浸透、組織風土としての定着をめざして取り組みました。また、「的確な業務の進め方の徹底」に向けて、三重県公文書等管理条例の制定及び内部統制制度の体制整備、運用方針の策定に取り組みました。あわせて、平成31年3月に策定した、『不適切な事務処理及び不祥事の再発防止に向けて』やコンプライアンス懇話会で出された意見、職員からの意見などをふまえ、次期行財政改革取組(第三次三重県行財政改革取組)の策定に取り組みました。<br><b>【コンプライアンス懇話会(1月31日開催)における主な意見】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行財政改革取組や人づくり基本方針にコンプライアンスを位置付けることで、取組の継続的な実施や効果の検証を行うことが大切である。</li> <li>・コンプライアンスの向上にむけ、行財政改革に取り組むことにより、一時的に業務量が増加する場合もあることから、取組の優先順位を設定するとともに、既存業務の効率化や廃止についても検討する必要がある。</li> <li>・さらに、スマート改革に新たに取り組むことにより、これまでになかったリスクが発生する可能性もあることから、スマート改革に関する知識や能力を高めるための人材育成を進める必要がある。</li> </ul> | 次期行財政改革取組においては、「社会経済情勢をふまえたさらなる改革の必要性」、「現行の三重県行財政改革取組の成果と課題」をふまえるとともに、「挑戦を讃え、挑戦して失敗してもそこから学習して次の成功を生み出す組織」、「不祥事や事務処理ミスなどの失敗があっても、そこから学んで再発防止する組織」という、二つの意味での学習する組織をめざす視点も加えて取り組むこととし、取組の三本柱として、「スマート改革の推進」、「コンプライアンスの推進」、「持続可能な行財政運営の確保」を掲げています。<br>県民の皆さんの信頼を回復し、より高めていくために、「三重県人づくり基本方針」に基づく人材育成を進めるとともに、「第三次三重県行財政改革取組」に基づき、コンプライアンス意識の向上や組織としての確に業務を進めるための仕組みの構築などに取り組めます。 |

## 県教育委員会における不祥事根絶の取組

## 1 主な取組内容

| 取組項目                      | 実施時期                                    | 取組の趣旨・具体的内容等   |
|---------------------------|---|--|
| ◆研修用事例シートの活用              | 令和元年5月～                                 | ・5月に作成した研修用事例シートを活用して、各学校においてコンプライアンス・ミーティングなどを実施し、教職員一人ひとりに発生した原因・背景は何か、不祥事を起こさないために必要なことは何かについて考える機会を設けている。  |
| ◆SNS の使用のあり方についてのルールの徹底   | 令和元年7月～                                 | ・7月に作成した「県立学校における教職員と生徒・保護者との SNS 等の使用に係る適切な取扱いについて」に基づき、県立学校において、職務に関すること以外の連絡を絶対に行わないこと等を全職員に周知するとともに、SNS 等の適切な取扱いについて徹底している。  |
| ◆学校における行動計画に基づく取組の実施      | 平成31年2月～                                | ・各県立学校において校長自らが策定した「信頼される学校であるための行動計画」に基づき、自校の不祥事根絶に向けた取組やよりよい職場づくりの取組を進めている。<br>・各校の行動計画は期首面談等の場を用いて、取組状況を校長から聴き取り、進捗状況の確認と必要な助言を行っている。<br>・副教育長・次長が中間面談として各県立学校を訪問する際に、教職員から直接意見を聴く機会を設けた。<br>・今後、学校における効果的な取組や参考となる意見をまとめ、各県立学校に共有する。 |
| ◆初任者研修および年次別研修の充実         | 平成31年4月<br>(初任者研修)<br>令和元年5月<br>(年次別研修) | ・第1回初任者研修等において、コンプライアンスについての研修を実施し、教員になるにあたっての決意や心構え、信頼される教職員であるために心がけていくこと等を記載したレポートを提出させ、教員としてあるべき姿を改めて考えさせる機会を設けた。  |
| ◆管理職選考試験における取組            | 令和元年5月～                                 | ・コンプライアンスや不祥事根絶のためにこれまで実践した取組および管理職として任用された後に実践したい取組について事前論文を提出させた。<br>・昇任後は提出された事前論文を用いて、新任管理職研修にて振り返る機会を設ける。   |
| ◆校長による教職員面談・相談            | 年間を通じて<br>随時                            | ・健康診断やストレスチェック等を活用し、高ストレス者やその他問題を抱える者を校長が把握し、面談で活用するとともにこまめな声かけを行い、必要に応じて専門機関等と連携し職員を支援している。   |
| ◆県立学校長会による取組              | 令和元年6月～                                 | ・毎年6月に校長会が主催する新任校長研修において、県立学校の危機管理について重点的に研修を行った。<br>・校長会の管理運営委員会において、今年度の研究課題を「不祥事の根絶について」としており、9月の校長研修で、行動計画に基づく取組について各校長が実践発表を行った。  |
| ◆懲戒処分に至らない文書訓告・嚴重注意の事案の公表 | 令和2年1月～                                 | ・児童生徒の安全・安心な学校生活に支障となるおそれのある規律違反の事案について、懲戒処分に至らない文書訓告等の事案についても公表することにより、説明責任を果たし、県民の信頼確保に取り組む。   |

## 2 取組結果と今後の取組方向

| 取組結果   | 今後の取組方向  |
|--|--|
| <p>・平成31年1月に策定した「県教育委員会における不祥事根絶の取組について」に基づき、あらゆる機会をとらえて、学校教育に対する信頼確保および不祥事の根絶の取組を進めました。</p> | <p>・教職員一人ひとりが常に自己の使命と職責の重大さを認識し、コンプライアンスを自分事として捉えることにより、教育に対する県民の皆さんの信頼の確保に努めるよう、各種会議や管理職による面談等、あらゆる機会を通じて、綱紀肅正および服務規律の確保を徹底します。</p> <p>・年次別研修や校内の研修等において、不祥事の未然防止やコンプライアンスについての研修を実施することにより、教職員のコンプライアンス意識を高めます。</p> <p>・県立学校は、各校で策定した「信頼される学校であるための行動計画」に基づき、学校全体で不祥事根絶およびコンプライアンス意識の確立に向け取り組みます。</p> <p>・不祥事根絶およびコンプライアンス意識の確立に向けた取組については、定期的実施状況を確認し、実効性あるものとなるよう検証および見直しを行います。</p> <p>・小中学校においては、各市町等教育委員会に対し、県教育委員会の取組をふまえ、教職員の不祥事を根絶させるという共通認識のもとそれぞれが主体的な取組を進めるよう、引き続き働きかけていきます。</p> |

【警察本部】

## 不適正な事務処理の是正状況等及び適正な業務の推進に向けた取組

## 1 不適正な事務処理の是正及び再発防止状況

## (1) 障がい者の雇用（法定雇用率 2.5%、厚労省への通報基準日は 6 月 1 日）

|           | 算定基礎職員数 | 算定雇用数 | 実雇用率  | 不足数  |
|-----------|---------|-------|-------|------|
| H30. 6. 1 | 495.5人  | 4.5人  | 0.91% | 7.5人 |
| R元. 6. 1  | 492.5人  | 13.0人 | 2.64% | 0.0人 |
| R元. 12. 1 | 487.5人  | 11.0人 | 2.26% | 1.0人 |

- 本年 4 月に 2 人を採用予定
  - 障がい者である職員の把握・確認は、ガイドラインに則った手順を制度化し適正に実施
  - 引き続き採用に努めるとともに、支援体制の充実など職場定着に向けた取組を推進
- (2) 構造基準に適合しないブロック塀の対策工事
- 対象となるブロック塀（129施設・130か所）の対策工事等は令和元年度中に全て完了予定
  - 県関係課との連絡を密にし、関係法令の改正状況等、最新の情報を把握して施設の整備・管理を徹底
- (3) 建築基準法に基づく特定建築物及び特定建築設備の法定点検
- 令和元年度から、予算措置の上、業務委託により計画的かつ確実に実施

## 2 適正な業務の推進に向けた取組

## (1) 教育訓練課程における指導

- 新規採用者を警察学校に 6～10 か月間入校させ、座学、討議、訓練のほか、福祉施設等の実習・見学を行い、誇りと使命感を持って国家と国民に奉仕すること、人権を尊重し公正かつ親切に職務を執行すること、規律を厳正に保持し相互の連帯を強めること、人格を磨き能力を高め自己の充実に努めること、清廉にして堅実な生活態度を保持することを指導
- 昇任者や専門業務分野の登用者を、中部管区警察学校や警察大学の協力を得て再教育するとともに、部下の指導や組織管理の要領を指導



(警察学校での討議)

## (2) 職場における指導

- 各所属において、OJTで法令の厳守や権限の濫用防止等を教育するとともに、年 2 回以上個別面談を行い、職務倫理や服務に関する考えを述べさせ、上司が指導・助言
- 定例の朝礼等の機会を用い、幹部や部外有識者による講話を実施
- 職務倫理観を人事評価の対象
- 職場における指導を警察署の副署長（警視）又は警察本部の課・隊の次長（警視又は警部）を中心に管理



(部外有識者による講話)

## (3) 厳正な監察の実施

- 国が任命する部長級（警視正）の首席監察官の下に監察課を置く専従の体制により、国家公安委員会規則等に定める要領に従い、全所属を巡回して、職務倫理と服務に関する取組や規律の保持の状況を厳正に確認し、是正指導
- 中部管区警察局や警察庁による監察を受監

## 三重県における内部統制の方針（最終案）

地方自治法第150条第1項の規定に基づく三重県における内部統制の方針を、以下のとおり定めます。

### 1 内部統制の基本的な考え方

三重県では、法令や社会規範、ルール、マナーを遵守するとともに、正確、誠実かつ公正に職務を遂行し、説明責任を果たすことによって、県民の皆さんの信頼を確保するため、コンプライアンスを推進しています。

内部統制の導入により、リスクを認識したうえでそのリスクに備え、事務の適正な執行を確保することで、コンプライアンスのさらなる推進を図ります。

### 2 内部統制の目的

#### (1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の目的達成に向け、リスク評価やリスク対応を整備することで、効率的かつ効果的に業務を遂行します。

#### (2) 財務報告等の信頼性の確保

県民が県政の状況を確認するうえで極めて重要な情報である予算、決算等に係る財務報告等の信頼性を確保します。

#### (3) 業務に関わる法令等の遵守

県民からの信頼は全ての業務の礎となることから、安定的かつ持続的に行政サービスを提供するため、法令遵守をはじめとしたコンプライアンスの推進を図ります。

#### (4) 資産の保全

県民と共有する県の資産や情報等の取得、使用及び処分が正当な手続きや承認のもとで行われるよう、その保全を図ります。

### 3 内部統制の対象とする事務

内部統制の対象とする事務は、地方自治法第150条第1項第1号の「財務に関する事務」のほか、コンプライアンスを推進するうえで、リスクが高く対応が必要と考えられる範囲の事務とします。

### 4 内部統制の実効性の確保

#### (1) 推進・評価体制の構築

知事を最高責任者、副知事を実務責任者とする全庁的な推進・評価体制を構築します。

#### (2) 評価報告書の作成及び公表

内部統制の整備状況及び運用状況について、毎年度評価し、県民の皆さんに公表します。

#### (3) 監査委員との意見交換

監査の実施によって得られた監査委員の知見を活用するため、適宜、監査委員との意見交換を行い、より効果的な内部統制の整備及び運用につなげます。

#### (4) 内部統制の見直し

内部統制の整備及び運用に係る評価結果、評価結果に基づく監査委員や県議会からの意見等をふまえ、適宜、内部統制の見直しを行います。

令和2年3月 日

三重県知事 鈴木英敬